国の債権に係る情報の公表

国土交通省 (自動車安全特別会計自動車検査登録勘定)

歳入全債権の発生額及び消減額等の推移

歳人金債権の発生額及び	、相滅領寺の推移						(単位:百万円)							(単位:百万円))							(単位:百万円		
	平成28年度								平成29年度									平成30年度							
	管理対象			消滅額			管理対象債権額			消滅額				管理対象債権額				消滅額							
				前年度以前発生分		本年度発生分						前年度以前発生分 本年度発生分							前年度以前発生分		本年度発生分				
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分			うち 不納欠損額		うち 不納欠損額	1	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分			うち 不納欠損額		うち 不納欠損額		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分				うち 不納欠損額	うち 不納欠損額		
合 計	33,241 1	33,23	9 33,239	0	-	33,239		- 30,932	1	30,9	30,930		0 -	30,930		- 35,020	2		35,017	35,017		0 -	35,017		
備考	【前年度以前発生分】 損害賠償金債權 0 利息債權 0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権 免許料及び手数料債権 2,085	損害賠償金債権 【本年度発生分】 自動車検査登録	損害賠償金債権 0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権 30,826				【前年度以前発 損害賠償権 0 【本年度発生分 自動車検査登員 免許料及び手数	28,348	【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権 28,348 免許料及び手数料債権 2,406					【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権 30,504				k年度発生分】 動車検査登録	年度以前発生分】 ・金債権 0 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

[※]消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入全債権の年度末現在額の推移

歳人金債権の年度末現在額	貝の推移								(単位:百万円)									(単位:百万円)								(単位:百万円)
	平成28年度末現在額										平成29年度末現在額									平成28年度末現在額						
		一般分(衡収停止分を除く。) 衡収停止分							1			一般分(徴収化	亭止分を除く。)			徵収停止分					一般分(徴収停止分を除く。)				徵収停止分	
	本年度発生債権分		生債権分	前年度以前発生債権分		合計				1	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		
		履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限未到来額	本年度発生 債権分	本年度発生 債権分 前年度以前発生 債権分	:	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生 債権分		履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権 分 前年度以前発生 債権分
責権の種類																										
款) 雑収入																										
(項) 雑収入	1	-	-	1	1 -		1 -	-		2	0	-	- 1	-		2 -	-	-		2 (0 -	- 2	2 -	:	2	
(目) 返納金債権	-	-	-	-	-		-	-		(0	-	-	-		0 -	-	-		0 (0 -	- (0 -	. (0	-
(目) 損害賠償金債権	0	-	-	(-			-		(-	-	. 0	-		0 -	-	-		0 -	-	- (0 -	(0	
(目) 利息債権	0	-	-	(-		0 -	-		(-	-	. 0	-	(0 -	-	-		0 -	-	- (0 -	(0	-
合 計	1	-	-	1	1	-	1	-	-	2	0	-	- 1	-		2 -	-	-	-	2	-	- 2	2 -	:	2	

^{※1.} 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 「特別会計に関する法律」所則第六十七条第一項第八号の規定により設置された自動車損害賠償保障事業特別会計が廃止されたことに件い、同法所削第二百二十八条第七項の規定により 自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。
3. 「特別会計に関する法律」所則第六十七条第一項第九号の規定により設置された自動車検査整縁特別会計が廃止されたことに件い、同法附則第六十日条第二項の規定により 1. 「特別会計に関する法律」所則第六十七条第二項規定により